

平成28年度

港営事業会計

アニュアルレポート

大阪市港湾局

# 目次

## はじめに

大阪市港湾局長のメッセージ	1
アニュアルレポートについて（これまでの経過等）	2

## 第1 財務の状況

1 主要な経営指標等の推移	3
2 財務分析	4
3 財務諸表	
(1)-1 損益計算書（全体）	7
(1)-2 損益計算書（港湾施設提供事業）	8
(1)-3 損益計算書（大阪港埋立事業）	9
(2) 貸借対照表	10
(3) 剰余金計算書	12
(4) キャッシュフロー計算書	14
(参考) 資本的収支	15
4 注記事項	
(1) 重要な会計方針	16
(2) 財務諸表関係等	17

## 第2 事業の状況

1 事業内容	18
2 業績の推移	19
3 業績の説明	21
4 経営指標の推移	22
5 事業の課題	29

## はじめに

### 港湾局長のメッセージ



大阪市港湾局長

**藪内 弘**

大阪港は、慶応4年7月15日に開港し、現在に至るまで、わが国有数の国際貿易港として、大阪都市圏における産業経済活動及び市民の消費生活を支える重要な社会経済基盤であります。

大阪市は、昭和27年1月から大阪港の港湾管理者となり、時代のニーズに即して、港湾施設の整備や埋立事業を行い、現在も、大阪経済の活性化と豊かで安定した市民生活を支える港、そして市民の生命・財産を災害から守り安全で使いやすい港の実現を目標とし、港湾物流機能の強化や臨海地域の活性化、防災・減災機能の充実等の取組みを進めております。

こうした大阪市の港湾事業は、岸壁、防波堤等の港湾施設や臨港道路・緑地の整備、高潮対策及び廃棄物埋立処分場などを所管する一般会計と、準公営企業会計として港湾施設提供事業・大阪港埋立事業を所管する港営事業会計の2つの会計方式により処理しております。このうち、地方公営企業法の財務規定等を適用している港営事業会計につきましては、平成18年度決算より「大阪市港営事業会計アニュアルレポート」を作成・公表し、民間企業並みの会計情報の開示に取り組んでおります。

大阪港では、西日本・関西圏の産業活性化に貢献するとともに、豊かで安定した市民生活を支える西日本のゲートポートをめざし、阪神港への集貨機能の強化、港湾施設の充実による取扱能力の増強、効率的な物流体系及び運営体制の構築に向けて取り組むことにより、これまで以上に物流の効率化や基幹航路の維持に努め、大阪都市圏、西日本の物流を支える港をめざしてまいります。

そのような状況のもと、港湾施設提供事業におきましては、施設の老朽化に伴い将来予想される事業リスクや民間ニーズに対応出来る財務体質の構築を目的に、港湾計画改訂と合わせ、平成29年度末に「港湾施設提供事業経営計画」を策定し、経営改善を進めてまいります。

一方、大阪港埋立事業におきましては、近年は企業の土地保有ニーズが多様化するなど、今後の臨海部埋立地の土地売却は不透明な状況となっているものの、一定の土地売却収益および土地賃貸料収益を確保しております。引き続き、「事前登録制度」による土地売却を促進し、経営の健全化を図っていく所存でございます。

大阪港は今年、開港150年という記念すべき年となります。これを契機としまして、これまで長きに渡って築き上げてきた港湾という財産を、次世代に確実に引き継ぎ、大都市圏を支える社会基盤として維持・発展していけるよう、一層努力してまいります。

引き続き関係各位のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## アニュアルレポートについて（これまでの経過等）

大阪市港湾局では、事業運営についての説明責任を果たし、経営の透明度を高めるとともに、市民のみならずと情報を共有し、その理解と信頼を高めていくため、徹底した情報公開・情報提供の推進を図ることとしております。

その取組みの一環として、より経営的な観点に立った財務状況の実態把握とリスク管理の向上等につなげるために、平成 18 年度決算から、地方公営企業法に基づく決算数値や類似団体比較により「経営分析調書」を作成するとともに、民間企業並みの会計情報の開示に先進的・自主的に取組み、民間企業に準じた財務書類となるように、キャッシュ・フロー計算書の作成、企業債の負債への計上、退職給付引当金の計上等を行った「アニュアルレポート」の作成に取り組んできました。

一方、総務省においても、新たな公会計制度の創設について検討が行われ、民間企業会計の考え方を取り入れて簡潔に要約された財務書類である新地方公会計制度（総務省方式改訂モデル）が示されたことから、平成 20 年度決算からは、アニュアルレポートにおける財務書類の作成基準を総務省方式改訂モデルへ移行し、公表してきました。

このように、これまで公表してまいりましたアニュアルレポートに記載している財務諸表は、地方公営企業法に基づいて作成する財務諸表を民間企業並みに情報開示することを目的に計数を組換え修正したうえで作成してきたものでありましたが、今般、地方公営企業法施行令等が改正され、地方公営企業会計基準が、キャッシュ・フロー計算書作成や退職給付引当金の計上義務付け、借入資本金の負債計上、リース会計や減損会計の導入等といった民間の企業会計原則の考え方を最大限取り入れられたものに見直され、港営事業会計においても平成 26 年度決算より適用したことから、今回のアニュアルレポート（平成 28 年度）の作成にあたりましても、地方公営企業法に基づく新会計基準の財務諸表による財務分析や経営分析を行い、資産・負債の現状、資産の変動とその財源など、事業の現状確認と分析および課題といった港営事業会計の財務情報を提供することとします。